**第８回大阪府障がい者差別解消協議会**

**日時：令和元年５月２７日（月曜日）**

**午後４時から６時まで**

**場所：大阪府社会福祉会館４０１ホール**

**第８回大阪府障がい者差別解消協議会**

日時　令和元年５月２７日（月曜日）午後４時から６時まで

場所：大阪府社会福祉会館４０１ホール

出席委員

大竹　浩司　　公益社団法人大阪聴力障害者協会会長

小田　昇　　　関西鉄道協会専務理事

小田　浩伸　　大阪大谷大学教育学部特別支援教育専攻教授

坂本　ヒロ子　社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会理事長

塩見　洋介　　障害者（児）を守る全大阪連絡協議会

特定非営利活動法人大阪障害者センター事務局長

柴原　浩嗣　　一般財団法人大阪府人権協会業務執行理事兼事務局長

◎関川　芳孝　　大阪府立大学地域保健学域教育福祉学類教授

辻川　圭乃 弁護士

堤添　隆弘　　社会福祉法人大阪府社会福祉協議会地域福祉部権利擁護推進室室長

豊田　泰隆 株式会社ＫＯＴＯＹＡ代表取締役社長

中井　悌治 一般財団法人大阪府身体障害者福祉協会会長

西尾　元秀　　障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議事務局長

久澤　貢　　　社会福祉法人大阪府社会福祉協議会セルプ部会副部会長

　前川　たかし 一般社団法人大阪府医師会理事

藪本　青吾 大阪私立学校人権教育研究会 障がい者問題研究委員会委員

　◎　会長

オブザーバー

大阪労働局職業安定部職業対策課長

近畿運輸局交通政策部消費者行政・情報課長

○事務局　では、定刻になりましたので、「第８回大阪府障がい者差別解消協議会」を開催させていただきます。委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところ、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

まず、開催にあたりまして、障がい福祉室長より、一言ごあいさつ申し上げます。

○事務局　皆様、こんにちは。第８回目の障がい者差別解消協議会の開催にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。委員の皆様におかれましては、日ごろから、大阪府の障がい福祉行政の推進に格別のご理解、ご支援を賜りまして、この場をお借りいたしまして、厚くお礼を申し上げます。また、本日は非常に暑い中、本会議に出席をいただきまして、本当にありがとうございます。

　大阪府では、障害者差別解消法の施行にあわせまして、大阪府障がい者差別解消条例を平成２８年の４月に施行いたしました。大阪府では、条例に基づき法の趣旨の普及、あるいは障がい理解を促進する啓発活動に取り組みますとともに、広域支援相談員による対応、あるいは大阪府障がい者差別解消協議会、あるいはその下に組織いたしました合議体の運営など、条例に基づく体制整備を進めてまいりました。このたび、本年４月をもって、条例施行から３年が経過したということでございます。条例附則の規定を踏まえまして、条例施行状況の検討について、この協議会からご意見をいただきたいというように考えております。

　令和になりまして、本日は最初の協議会ということでございます。令和には、「一人ひとりが明日への希望とともに、それぞれの花を大きく咲かせることができる時代になるように」というような思いが込められているということでございます。こういった時代にふさわしい大阪府の障がい者差別解消の取組みを、皆様とともに一層進めてまいりたいというように考えておりますので、ぜひ、お力添えをよろしくお願いいたします。

　最後になりますが、委員の皆様におかれましては、本日、忌憚のないご意見をいただきますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、私からのあいさつとさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局　続きまして、会議の成立についてでございます。本日は委員数１９名のうち、委員１５名のご出席をいただいており、「大阪府障がい者差別解消協議会規則」第５条第２項の規定により、会議が有効に成立しておりますことをご報告させていただきます。

　本日、４月１日付で委員にご就任いただいた委員をご紹介させていただきます。

　社会福祉法人大阪府社会福祉協議会大阪後見支援センター、坪田委員に代わりご就任いただきました、同協議会地域福祉部権利擁護推進室室長の堤添委員でございます。

○委員　どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局　あわせまして、「大阪府障がい者差別解消協議会運営要領」第３条の規定により、ご出席いただくオブザーバーをご紹介させていただきます。

　大阪法務局人権擁護部第二課長は、本日ご欠席のご連絡をいただいております。

　大阪労働局職業安定部職業安定対策課長の代理で本日ご出席いただいております、課長補佐でございます。

近畿運輸局交通政策部消費者行政・情報課長でございます。

市長会代表で、羽曳野市保健福祉部障害福祉課長は、本日ご欠席のご連絡をいただいております。また、町村長会の代表、千早赤阪村健康福祉課長も、本日ご欠席のご連絡をいただいております。

　次に、お配りしている資料の確認をさせていただきます。机上に配布しております資料の「次第」をご覧くださいませ。

　次第

　配席表

　大阪府障がい者差別解消協議会委員名簿

　大阪府障がい者差別解消協議会専門委員名簿

　資料１‐１「大阪府障がい者差別解消条例施行状況検討について」

　資料１‐２「大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例の制定について」

　資料２「令和元年度合議体の運営について」

　資料３‐１「平成３０年度大阪府広域支援相談員、相談の対応状況について」

　資料３‐２「平成３０年度大阪府広域支援相談員が対応した相談事案について」

　資料３‐３「平成３０年度合議体（３月）において検証した相談事案について」

　参考資料１‐１「大阪府障がい者差別解消条例施行状況の検討・論点整理について」

　参考資料１‐２「大阪府における障がいを理由とする差別の解消に向けた実効性のある取組みについて（これまでの議論の整理）」

　参考資料１‐３「大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」

　参考資料１‐４「平成３０年度大阪府障がい者差別解消条例に関する運用状況について」

　参考資料１‐５「都道府県の条例制定状況一覧（大阪府調べ）」

　参考資料３‐１「府内市町村における支援地域協議会の設置状況について」

　参考資料３‐２「府内市町村における相談及び紛争の防止等のための体制の整備等について」

　参考資料３‐３「府内市町村における障がい理解等の啓発状況について」

　参考資料３‐４「府内市町村における対応要領の策定状況について」

　資料は以上でございますが、過不足はございませんでしょうか。

　続きまして、会議の公開についてでございます。大阪府においては、「会議の公開に関する指針」を定めており、本指針に基づき、本会議も原則、公開としております。後日、配布資料とともに、委員の皆様の発言内容をそのまま議事録として、大阪府のホームページで公開する予定にしております。ただし、委員名は記載いたしません。あらかじめ、ご了解いただきますようお願いいたします。なお、個人のプライバシーに関する内容についてご議論いただく場合には、一部非公開ということで、委員の皆様を除く方々にご退席いただくことがございます。

　次に、この会議には、手話通訳を利用されている聴覚障がい者の委員がおられます。障がいのある委員の情報保障と会議の円滑な進行のため、ご発言の際は、その都度、お名前をおっしゃっていただくとともに、手話通訳ができるように、ゆっくりと、かつ、はっきりとご発言をお願いいたします。

　もう１点、事務局からのお願いでございます。協議会に委員から資料をご提供いただく場合には、恐れ入りますが、準備の関係から、事務局まで１週間前までに資料をお示しくださいますようお願いいたします。それでは、以後の議事進行につきましては、会長にお願いしたいと存じます。会長、よろしくお願いいたします。

○会長　はい。それでは早速、次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思います。今日の案件は大きく２点でございます。１つめが、大阪府障がい者差別解消条例施行状況の検討についてでございます。２つめが、今年度の合議体の運営についてご報告をさせていただいて、審議をしてまいりたいと思います。その他案件がいくつかございます。それでは早速ですが、議題１「大阪府障がい者差別解消条例施行状況の検討について」、事務局より、ご説明をお願いいたします。

○事務局　はい。説明させていただきます。

　議題１「大阪府障がい者差別解消条例施行状況の検討について」をご説明いたします。資料１‐２「大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例の制定について」をご覧いただけたらと思います。改めて、条例の制定の経緯についてご説明させていただきたいと思います。

　資料１‐２の左の欄、「背景・経緯等」の２（２）、障害者差別解消法には、相談、紛争の防止・解決の体制整備や啓発活動の実施に関し、具体的な定めがなく、地方公共団体の取組みに委ねられています。

　その下、３（１）、大阪府におきましては、平成２７年度に大阪府障がい者施策推進協議会で検討いたしまして、平成２７年８月、「これまでの議論の整理」を取りまとめ、大阪府独自の体制整備・措置の根拠となる条例を制定することとなりました。

　「これまでの議論の整理」につきましては、参考資料１‐２「大阪府における障がいを理由とする差別の解消に向けた実効性のある取組みについて（これまでの議論の整理）」を後ほどご覧いただけたらというように考えております。

　資料１‐２に戻っていただいて、左下の部分、点線囲みの部分です。「これまでの議論の整理」の一部を抜粋して記載しております。

　そこの２つめの丸、「法施行時に条例が必要で、その内容は体制整備等、法を補完するようなものにすべき」というご意見があり、条例は、法に定めのない相談体制の整備と啓発活動の２軸を定める「法補完型」の条例といたしました。この点が、法公布前に制定された他の都道府県の条例と大きく異なる点でございます。

　先ほど申し上げましたその下の丸、３つめの丸、「周知が不十分である中、条例で、合理的配慮の法的義務化や公表など、企業に対するハードルをいきなりあげることは慎重にすべき」というご意見もありまして、事業者による合理的配慮については、法と同様、努力義務としております。以上が簡単ではございますが、条例制定の経緯になります。

　続きまして、参考資料１‐４「平成３０年度大阪府障がい者差別解消条例に関する運用状況について」をご覧いただけたらと思います。条例の附則規定を踏まえて、昨年度、ワーキングを設置いたしまして、条例運用状況に関する整理を行いました。その成果が参考資料１‐４になります。

　具体的には、参考資料１‐４の４ページを見ていただいたらと思うのですが、そこにあるような形で自己評価を行い、あわせて、第三者による意見もいただいたところです。この参考資料１‐４につきましては、前回の３月４日の解消協議会でご説明させていただいているため、本日は説明を省略させていただきます。もし、よろしければ、後ほど、改めてご覧いただければと思います。

　では、資料１‐１「大阪府障がい者差別解消条例施行状況検討について」に戻りたいと思います。資料１‐１をご覧ください。今年度の施行状況の検討について、進め方等をご説明させていただきます。

　今年度は、条例附則の施行後３年を目途としました見直し検討規定を踏まえまして、施行後３カ年の施行状況を検討し、課題や対応を整理したうえで、条例の運用上の取組みや必要な方策について意見を取りまとめさせていただきたいと考えております。

　２つめの丸、「審議の進め方」をご覧ください。今年度は６回程度の開催を予定しておりまして、スケジュール感としては、おおよそ、７月以降、２カ月に１度のペースで開催を予定しておりまして、特に上半期を中心に、条例に基づく３カ年の取組みや条例上の仕組みに関する評価をいただき、課題や対応について整理いただきたいと考えております。

　下半期は、資料１‐１の２ページにあります、「３事業者による合理的配慮の提供」について審議を進めていただくことになろうかというように考えております。

　審議については、上から２つめの丸、「審議の進め方」の４つめのポツのところのとおり、内閣府障害者政策委員会における審議内容を踏まえることとなろうかと思いますので、スケジュール感は、政策委員会での審議状況も見たうえで検討してまいりたいと考えております。

　「審議の進め方」の上から２つめのポツ、解消協で審議いただく際、これは委員の皆様のご了承があればという条件付きになりますが、平成３０年度大阪府障がい者差別解消条例運用状況に関するワーキングに参画いただいた構成員の学識経験者を加えて検討することとしたいと考えております。

　具体的には、ワーキングに参画いただいた会長のほか、大阪府立大学の田垣教授と、関西大学の福島教授を予定しております。これは、条例の施行状況の検討を行っていただくにあたりまして、昨年度のワーキングでの審議内容、ポイントにつきまして、お二人から適宜、ご報告いただくことを予定しているためでございます。

　続いて、上から３つめの丸、「審議の内容」についてです。今年度、主に審議いただく論点として事務局案を示しております。大きく言いますと、１から３までの、１が相談及び紛争の防止または解決のための体制の整備、２が啓発活動の推進になります。３が事業者による合理的配慮の提供について、大きくこの３つですが、そのうちの、上から説明させていただきたいと思います。

　まず、「１（１）広域支援相談員の機能」について」、①から③まであげておりまして、具体的には、それぞれ読み上げさせてもらいます。

　①としまして、広域支援相談員の相談対応における権限の限界及び相談員がより活動しやすくなるための仕組み。

　②としまして、広域支援相談員の対応力・調整力の向上。

　③としまして、広域支援相談員と市町村との関わり方をあげております。

　具体的には、①につきましては、相談員は、裁量の中で助言や調査・調整などのさまざまな手法で相談対応を行っておりますが、事業者が協力的でない場合に対応が難しく、紛争解決上の限界があります。このような、条例規定上の権限の限界をどう考えるか、相談員が活動をよりしやすくなるような仕組みがあるのかなど、ご審議いただけたらというように考えております。

　次、２ページをご覧ください。「１（２）大阪府による市町村への助言等の機能」については、①市町村との連携や、大阪府による市町村に対する支援のあり方をあげております。

　具体的には、住民に身近な相談窓口である市町村において相談事案の解決が図られるよう、市町村には、相談事例のキャッチ力や対応力の向上が求められており、相談員も含め、大阪府としてどのような支援が求められるのか。また、市町村で受理する相談事案の増加が想定されまして、今後、相談員の活動が市町村への後方支援にシフトしていく中で、相談員は、市町村にどう関わっていくべきか、などです。また、市町村で支援地域協議会が設置されるためには、どのような取組みが必要か、などでございます。

　参考資料３‐１「府内市町村における支援地域協議会の設置状況について」には、その設置状況を示しておりますが、後ほど説明する機会がありますので、改めて説明させていただきたいと思います。

　続きまして、「１（３）合議体の機能」についてですが、①から③の論点を示しております。

　具体的に申し上げますと、①につきましては、今後、相談の多様化・複雑化が一層進み、相談員が合議体に助言を求めることや、あっせんの申し出が増えることが考えられる中、合議体がより機動性を高め、相談員への助言機能を向上させていくための取組みや、合議体の判断がぶれて、社会的な批判や信頼を失わないための仕組みとして何が考えられるかということ。

　②につきましては、これまで、あっせんを行うことを想定して助言・検証型合議体で事例を積み重ねてまいりましたが、合議体が行うあっせんとはどのようなもので、紛争解決上、どのような限界があるのかということなどにつきまして。

　③につきましては、合理的配慮の提供が努力義務であることを踏まえ、あっせんの対象からはずしておりますが、他府県で、努力義務でも加えているところがあることから、対象に加えることについて、実益があるのか、などについてご議論いただけたらというように考えております。

　続きまして、「１（４）大阪府障がい者差別解消協議会の機能」についてですが、①障害者差別解消支援地域協議会としての機能、②解消協・合議体の役割の整理、この２つをあげております。

　具体的には、①については、法第１７条で規定する、支援地域協議会の機能を有することとしておりますが、具体的に協議会・合議体はどのような機能を果たしているか、果たしきれていないのか。それとも関連しますが、②については、解消協と合議体が果たすべき役割をどう整理すべきか、などについてご議論いただけたらと考えております。

　続きまして、「２啓発活動の推進」については、①としまして、府民向け啓発活動のあり方、②としまして、事業者向け啓発活動のあり方、この２点をあげております。

　具体的には、法や条例を踏まえて、どのような啓発活動が求められるのか、対象や手法はどうか、などについてご議論いただければというように考えております。

　続きまして、「３事業者による合理的配慮の提供」については、①としまして、事業者における合理的配慮の概念の浸透や実施状況、②としまして、現行の規定（努力義務）において、合理的配慮の概念の浸透と提供に向けた取組みや仕組み、③としまして、現状の取組みの中で限界がある場合があるとすれば、義務化をどう検討していくのかというところをあげております。

　具体的には、①については、事業者における合理的配慮の概念が浸透しているのかや、実施状況として、努力義務であるがゆえに配慮の提供に何らかの支障が出ている事例があるのか、事業者は合理的配慮の提供にあたり、好事例としてどのようなものがあり、逆に、どのような懸念事項や不安などを抱えているのか。②につきましては、義務化の議論を行う前に、現行の努力義務規定の中で、合理的配慮の概念を浸透させ、それが適切に実施に至るためにはどのような仕組みや取組みが必要か、検証を含めた議論を深める必要があると考えております。③については、①・②の検討の結果、さまざまな工夫を講じても、やはり限界がある場合に、法的義務化をすれば、どのような意義・効果が生じ、事業者にはどのような影響を与えるのか。また、相談体制や紛争解決の仕組みに何らかの影響が生じるかなど。以上のような点が論点になると考えております。

　なお、参考資料１‐１「大阪府障がい者差別解消条例施行状況の検討・論点整理について」では、平成２７年度（条例制定の時）の議論の整理と、昨年度の運用状況の整理内容、資料１‐１の今年度の論点を表形式でまとめたものになっております。

　また、参考資料１‐５「都道府県の条例制定状況一覧（大阪府調べ）」におきましては、都道府県の条例制定状況一覧を記載して、制定順に並べております。４月１日時点で、３４都道府県で条例を制定しておりまして、合理的配慮を「法的義務」としている県は１３、「努力義務」としている都道府県は２１になります。説明は以上になります。

○会長　はい。説明ありがとうございます。それでは、改めて皆様方からご意見をちょうだいしたいと思います。資料１‐１、「審議の進め方」ですが、事務局からご提案がありましたとおり、平成３０年度、大阪府障がい社差別解消条例運用状況に関するワーキングをいたしましたが、その時のワーキング参画構成員の２名の学識経験者の方を、今年度の差別解消協議会に、条例の運用状況に関わる回においてご参画いただいて、ご意見を頂戴したいというように思っておりますが。具体的には、大阪府立大学の田垣教授と関西大学法学部の福島教授の２名の方に特別に参加いただくということをお認めいただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

　はい。ありがとうございます。それでは、お二人にも、必要に応じて解消協に参画いただくことといたします。

　それでは、この後、随時、今年度の６回の差別解消協議会における審議の内容について、論点などが落ちていないか、改めて皆様方のご意見をちょうだいしてまいりたいと思います。施行状況、３年の取組状況、あるいは、条例上の仕組みはどうであったかということを、条例制定時の議論も踏まえ、改めて３年経った今、課題、あるいは対応すべき論点、検討すべき論点などを、改めて皆様方と共有したいというように考えております。また、課題に対してどういうような施策が必要なのか、運用上で解決できるものなのか、条例の見直しが必要になるのか、これらについて皆様方からご意見をいただき、最終的には解消協としての意見として取りまとめたいというように考えております。

　資料１‐１で事務局が、審議の内容・論点として、大きく３点についてそれぞれの論点をまとめていただいていますが、一つ一つの追加の論点はないのか、どういう論点を審議していくべきか、ご意見を頂戴したいと思っております。資料１‐１に従って、一つ一つ確認させていただこうと思います。

　まず、論点１「相談及び紛争の防止又は解決のための体制の整備」の（１）広域支援相談員の機能、（２）大阪府による市町村への助言等の機能について、事務局の説明を踏まえ、論点の漏れ、あるいは審議するうえでの視点などについて、ご意見はないでしょうか。いかがでしょうか。はい。

○委員　今ご説明いただいた点に関してなのですが。このテーマとしての「差別解消条例の施行状況」という文脈に照らせば、この体制の整備や、そのあとの啓発活動の推進、大きな条例の柱に沿った流れで提案されているというように思うんです。ただ、この条例ができた経緯を見ますと、差別解消法を条例で補完するという役割に照らしてこういう機能を限定的に展開していくという意味合いの条例として制定したという経緯は承知しているのですけれども、そういう条例自体のたたずまいというか、何を対象として、どういったところをフォローしていくのかということも条例を改正していくうえでは、検討しないといけないことなのかなというように思います。

　だから、「施行状況の検討」という文脈に照らせば、こういう論点がメニューとして出てくるということはわかるのですが、もう少し大きなところで、他県の条例などを見ると、差別の定義も含めて条例に盛り込まれているところもあったりするわけなので、そういう条例全体の構造に関わって、これが有効に機能しているのかということを検証する過程の中で、もう少しそういう条文としての漏れがあるのかどうかということも、議論の対象にしていただけたらというように思います。以上です。

○会長　はい。ありがとうございます。そのほか、意見はございませんでしょうか。お願いします。

○委員　資料１‐２の最初のところで、施行後３年が今年だということで言うと、条例の附則では、成り立ちの時もいろいろと議論がありましたが、一つ大きな例としましては、事業者の合理的配慮の提供をどうするかという話があって、内容によっては３年を待たずに議論をするというような形で条例の附則には書かれているところかと思いますので、そこは１つ大きな論点となり得るところかなという気がしています。これについては、今年度、しっかりと議論して、変えるなら変えるというような方向について話せたらいいのかなと思います。

　それと、委員から発言がありました、全体はどうかというようなところです。それについては、非常に大切なところだなという気はするのですが、６回程度の開催ということと、スピード感も含めてどういうようなことができるのかというようなところはあるのかなというのは考えています。

　よく、大阪の条例は確かに補完すべきというところの、限定されている条例で、例えば、東京都の条例であると、合理的配慮の事業者も義務化されているだけではなくて、やはり前文の部分が記載されていたり、基本理念のところで、障がい者であり女性である差別のところを記載されていたり、いろいろな観点が盛り込まれており、そういったところまでしっかりと議論していくというようなことも大切かと思うのですが、６回の開催というところで、どこまで深く掘ってやっていけるのだろうかというようなところは、どう考えておられるのかなという気はします。

　それともう１つだけ質問を言うと、「政策委員会の審議内容を踏まえる」と書いてありますが、これは今、政策委員会のほうでも、差別解消の見直しについて議論されているというようなことだとは理解しているのですが、内容を踏まえるというような、ちょっと横目でにらみながらというような、それに従うということではないとは思うのですが、その動向を見つつ大阪府として主体的に判断していくということで書かれているんですよね、ということを確認させていただいて、最後の質問とさせていただきます。以上です。

○会長　はい。ありがとうございます。条例について、平成２７年に議論をして、今回のような形でまとまってはいますが、改めて、そもそも論についてもう少し論点としてあげて検討してみたらどうかというご意見だったように思います。これについて、事務局はいかがですか。

○事務局　はい。本件をまとめるにあたりまして考えているのは、そもそも全体を、もちろん３年前に議論をした時にも、全体としては、今現状は法で定められているような項目についても盛り込むのか、それとも法の補完型でいくのかというところの議論をして、一定の結論を得て、法補完型というようになっていまして、今回のたて付けにつきましても、今年度で議論をするということを前提にしましたら、全体を大枠から見直すというところにつきましては、ちょっと時間的には余裕がないというようにも考えておりまして、我々がまとめた論点というのは、先ほど説明させてもらったようなところを中心にご議論いただけたらどうかなというように考えているのが、正直なところでございます。

○会長　はい。ありがとうございます。３年前の判断が適切であったかどうかというのは、この３年間の取組状況を検証したうえで、やはり失敗であったというのであれば、そこの部分を具体に検討するということが必要になるかと思います。施行状況について、皆様方から具体の問題提起をいただきながら、最終的にこの条例の基本的な枠組みの見直しが必要であるというご意見になれば、そこについても、やはり踏み込んでいかなければならないというように考えています。改めて皆様方から、具体的な問題提起を頂戴し、事務局と調整しながら、どのような論点を加えるのか検討したいというように思います。

　そのほかはいかがでしょうか。相談及び紛争防止及び解決のための体制整備について、議論すべきところはないでしょうか。市町村への関わり方などは、条例を制定するときも議論になり、本来は対等な立場である広域自治体と市町村との関係の中で、大阪府は市町村に対して何をどこまでできるのかというところが議論されてきました。助言等の機能等で論点整理をさせていただいていますが、この点などはいかがでしょうか。はい。

○委員　先ほど委員が、全体の議論をという形で言われていましたが、そことも関わるのですが、私はやはりこの論点のつながりといいますか、そういうことを全体で議論する必要があるということを思いました。やはり１点目の広域支援相談員の権限をどうするかというようなことは、この後ろのほうの、事業者による合理的配慮の提供を義務化するかどうかというような、条例で義務としてなされているところを受けて、相談員がどこまで動けるのかというのに関わると思います。

　それから啓発については、啓発のワーキングでずっと、どのような啓発をしたらこの条例の趣旨、合理的配慮が広がっていくかという議論をしましたが、なかなかそれは方法の問題なのかどうなのかというようなところで、議論がなかなか進まなかったような感じがします。そういう意味では、この合理的配慮を義務化するということで、この事業者が積極的に取り組まなければならないという啓発の効果もあるのではないかというようなことも、議論の中でされたとも思います。だから、私はこの相談の具体的な状況から、ガイドラインが改正されて、その内容が啓発に使われて、皆さんが現場で「こんな課題もあるのか」ということも気づいてもらう、そういうことがやはり必要だと思います。

　昨年度の合議体で議論した、株主総会における介助者の事例などは、やはりいろいろな会社に共通するような課題だと思うんです。こういうのを議論してガイドラインに載せながら、また、それを啓発に使っていくというような形で、相談と啓発とをつないでいくということが大事になると思います。

　そういう意味では、この論点も、１つ目の紛争解決の体制の整備、それから合議体の機能や啓発活動、それがやはり事業者の合理的配慮を義務化するかどうかというところにつながっていると思いますので、そういう意味でこの全体のつながりを考えながら、この解消協で議論すべきではないかということを思います。それは昨年度のワーキングでそれぞれやってきて、やはり全体のこの条例の仕組みというものを議論する必要があるのではないかと、そういうことを思いましたので、進め方について検討していただけたらと思います。以上です。

○会長　はい。ありがとうございます。おっしゃるとおり、それぞればらばらのものではなくて、相互に関連して差別の解消につながっていき、仕組みとして機能するものというように考えています。だから、１つ議論が終わったので、それでフィックスして次へ進むというものではなくて、繰り返し繰り返し、以前に議論したテーマに立ち戻りながら関連づけて意見を言うことが許されるような解消協にしたいと思いますので、私もそのように心がけて運営していきたいと思います。そのほか、よろしいでしょうか。

　はい。それでは、資料の２ページめ、「（３）合議体の機能」について、いかがでしょうか。紛争解決のための仕組み、あっせんのあり方であったり、あっせんの対象範囲の拡大といったことが論点に挙げられておりますが、そのほか取り上げてほしい論点などはございませんでしょうか。

　よろしいでしょうか。そうしますと、そのほか、「（４）大阪府障がい者差別解消協議会の機能」、「２啓発活動の推進」、こういったものを論点としてあげていますが、これについてはいかがでしょうか。

　３つめが、「３事業者による合理的配慮の提供」についてということでございます。審議の進め方について、「内閣府の障害者政策委員会の審議内容を踏まえる」とございますけれども。ここは特に事業者による合理的配慮の提供を義務化するかどうかの議論は、国の議論を参考にさせていただきながら、この場で改めて考えていきたいなというように思っています。

　そして、この場で引き続き、「努力義務のまま、差別解消に努めたい」というような判断になったとしましても、国の側で解消法を改正して、「合理的配慮を義務化する」ということになれば、やはりそこは重く受けとめて、条例等を見直す必要があるのではないかということもありまして、審議内容を踏まえながら、大阪府の条例見直しについても議論を進めてまいりたいという考えでの事務局からの説明であったというように思っています。

　事業者の合理的配慮の提供を義務化すべきかやその影響、そしてそれが相談員の調整、あるいは、あっせんにどういう影響を残すのかというところが、主要な論点だというように考えています。そのほかはございますでしょうか。

　具体の内容はこの後、５回の審議の中で事務局より改めてご提案させていただいて、ご意見を頂戴したいというように考えております。その都度、改めてご意見を頂戴することもかまいませんので、ご検討をよろしくお願いいたします。

　それでは、次回以降は、条例のそもそものあり方の議論を含みつつ、基本的には本日整理させていただいた論点に従いながら審議を進めてまいりたいというように思います。先ほど委員のご意見もございましたが、現在、国も障害者政策委員会において、差別解消法の改正の議論をスタートさせているところでございます。こちらの解消協での整理にあたっても、国の検討状況を踏まえてというように説明がありました。国の審議状況について、事務局から少しご説明いただけないでしょうか。

○事務局　内閣府の障害者政策委員会の状況についてご報告させていただきます。

　現在、開催されている内閣府の障害者政策委員会の主な議題は、障害者差別解消法の附則規定に基づき、法の施行３年後の見直しの検討となっております。国が示しているスケジュールは、障害者基本計画に基づく関連施策の実施状況の監視や個別の論点の検討、関係団体ヒアリングなどを経て、１年程度で取りまとめを予定しているとのことです。

　１年程度ということであれば、これはあくまで推測ではございますが、今年度中をめどに、何らかの審議のまとめのようなものが示されるのではないかというように考えております。この間、開催された委員会の審議で出ているご意見を紹介させていただきます。

　障害者差別解消法では、相談や紛争の防止・解決について具体的に定めず、地方公共団体に委ねていますが、それがうまく機能しているのか。機能させるためにはどうすればよいのか。

　次に、条例を制定している自治体と制定していない自治体に生じている地域差をどうするのか。

　都道府県と市町村との関係を制度の枠組みの中でどう考えるべきか。

　障がい者の権利救済を実現するための法的な仕組みがあるのか。

　支援地域協議会は、機能しているのか。

　法ができた時からの積み残しの課題として、差別の定義、紛争解決の仕組み、合理的配慮の義務化などがあるのではないか。

　法施行により、何が変わり、何が変わり得なかったのか。差別がなくなったのか、どういう分野で改善されていないのかを明確にする必要があるのではないか。

　事業者による合理的配慮の提供を「努力義務」のままで、行政指導という手法で取組みが進むのか。

　差別に気づくキャッチ力や相談対応力を備えた人材育成が大事ではないか。

　啓発はどの程度実効性のあるものになっているのか。

　こうしたご意見を踏まえつつ、政策委員会としては、差別解消法の運用に関わる課題を整理して、運用上の課題を運用において改善していくのか、法改正が必要なのかを検討していく方向のようでございます。

　また、法の見直し検討とは別で、国の動きとしまして、国連の障害者権利委員会による障害者権利条約に係る審査を２０２０年、おそらく来年の夏頃になるとの話ですが、控えているとのことです。これも推測の域を出ずに大変恐縮ですが、法の見直し検討は、この国連による審査内容も踏まえつつ、なされていくのではないかと考えております。

　政策委員会につきましては、次回、６月３日に開催を予定されておりまして、大阪府が委員会に出席いたしまして、全国自治体を代表して、障がい者差別解消の取組み、大阪府がこれまで取り組んできた内容について説明することとなっております。説明は以上でございます。

○会長　はい。ありがとうございます。差別解消法の、条例施行の状況の把握ということが、６月３日の審議内容になっていて、大阪府の取組みなどをご報告いただいたうえで、第１４条のあり方について改めて考えるということが、予定されているところでございます。それでは、ただいまの事務局からの説明について、ご質問、ご意見などはございませんでしょうか。

　よろしいでしょうか。はい。それでは議題２に入らせていただこうと思います。「令和元年度合議体の運営について」でございます。事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局　はい。議題２「令和元年度合議体の運営について」、ご説明いたします。資料２「令和元年度合議体の運営について」をご覧いただけますか。

　２つめの丸、今年度においては、「助言・検証実施型合議体」を年４回実施する予定にしております。昨年度に引き続き、広域支援相談員が対応や判断に苦慮した困難事例について審議いたします。また、今年度は特に、今後の条例見直し検討を見据え、合理的配慮の不提供に係る相談事例について重点的に検証等を行っていただこうと考えております。広域支援相談員が対応しても、なお、解決が難しい場合が生じれば、法第８条第１項に基づく事項に係る、紛争の解決をするためのあっせんを行う、「あっせん実施型合議体」を適宜開催することとしております。

　上から４つめの丸になります。合議体の構成員については、相談事例の分野や障がい種別等の内容に応じて、会長がその都度５名指名することとし、少なくとも１名の障がい者関係委員等の参画を得て組織したいと考えております。

　下から２つめの丸、合議体構成員以外の解消協の委員が、合議体の視察を求められる場合は、引き続き、運営要領第９条第５号により取り扱うことにいたします。なお、資料にはございませんが、解消協委員による合議体の視察については、平成２８年度の解消協での申し合せ事項として、「報酬や旅費は発生しない」ということとしておりますので、あらかじめご了承いただきたいと存じます。

　最後の丸、合議体にて議論した相談事例等の検証について、報告書として取りまとめを行い、年度末の解消協でご報告いたします。説明は以上となります。

○会長　はい。ありがとうございます。これについて、ご意見などはございませんでしょうか。助言・検証型の合議体は年４回。別途、あっせんがあれば、その都度、合議体を開いて、あっせんの場を設けていくことになります。その事例に応じて、皆様方にもご参画いただいて、ご意見を頂戴したいというように考えておりますので、よろしくお願いいたします。それでは、よろしいでしょうか。はい、お願いします。

○委員　この合議体なのですが、そもそもこの条例を作るにあたって、あっせんをする、紛争解決の手段としてあっせんができるということで、合議体を作るという仕組みにしたのですが、今まで実際にはあっせんまでいったケースはありません。なぜ、これだけの年月が経っているのに１つも実際に出てこないのかということについて、原因がどこにあるのかというのは検証すべきではないのかなというように思います。

　広域支援相談員が入って、すべて解決したというのであれば、いいのですが、そういうことではないと思われます。実際に広域支援相談員が対応に苦慮しているので、「助言・検証型合議体」を実施していると思うのですが、そのあたりについてちょっと検証していただけたらと思います。

○会長　はい。条例施行状況の検討について、この後、５回ほど行いますが、そのうちの１つのテーマが「合議体の機能」で、今ご指摘いただいた、「なぜ、あっせんがないのか」、「紛争解決の仕組みとして、なぜ、これが利用されないのか」ということも含めて、検討したいというように思います。

　全国で、あっせん、調停が、この３年間で各自治体で１件もないんですね。それが内閣府の委員会でも報告されています。改めて、他の紛争解決の仕組みでもあっせんはありますが、そちらは利用されていてこれが利用されないのはなぜか、ということも改めて議論してまいりたいというように思います。

　啓発に問題があるのか、利用しにくい仕組みでどこかに課題があるのか、あるいは信頼されていないのか、幾つかいろいろな観点から検討が必要なのかもしれません。そのほかはいかがでしょうか。

　それは合議体の運営の中でしていくというよりも、むしろ、解消協のこの場で検討するということにしたいと思います。ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

　「昨年と同様の方針で今年度もいきます」という説明だったというように思います。それでは、議題３に移ります。「その他」でございます。１つめは、平成３０年度大阪府広域支援相談員の対応状況等について。相談員の対応や事例の共有というのが地域協議会の役割でございます。今年度、昨年度の相談事例などもあわせてご紹介させていただき、ご意見を頂戴したいというように考えております。それでは、事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局　はい。事務局から説明いたします。資料３‐１「平成３０年度大阪府広域支援相談員、相談の対応状況について」をご覧いただけますでしょうか。

　３月４日に開催しました解消協議会において、１２月末までの件数はご報告いたしましたが、本日は３月末までの件数を改めてご報告させていただきたいと存じます。

　資料１ページをご覧ください。平成３０年度の相談対応件数は、２９年度からの継続件数を含めますと、１７０件となりまして、２９年度とたまたまですが、同じ数値になっております。また、相談対応回数は、１,２５７回で、平成２９年度の９８９回に比べて増えていますが、これは電話対応だけでなく、現地への訪問や、市町村や関係者との話し合いなど、直接赴いて調整を図ることも増えてきていることが一因と考えております。

　２ページをご覧ください。「２相談者の内訳」ですが、市町村からの相談の比率は２割程度にとどまっていますが、これまで直接対応してきた相談者の定着による複数回の相談が増加したことにより、直接相談の比率が高まったものと考えております。

　３ページをご覧いただけますでしょうか。「３相談内容の類型」については、不当な差別的取扱いが１４件となっており、前年度の３１件より減少しておりますが、次の４ページ（参考１）にありますように、市町村から相談を受けた「不当な差別的取扱い」と分類される相談内容において、前年度１３件に比べて、今年度は２件に減少していることも影響していると考えております。合理的配慮の不提供については１４件となっており、前年度の１４件から横ばいでございます。一方、「その他」のうち「不適切な行為」は、前年度１６件に比べて今年度は２９件と増加していることから、障害者差別解消法上の差別の類型には該当しないが、事業者による不適切な発言や態度のあった事案についてもキャッチし、対応しているものと考えられます。

　資料３‐２「平成３０年度大阪府広域支援相談員が対応した相談事案について」、Ａ４横の資料ですが、ご覧ください。これは、相談員の受け付けた相談事例の概要をまとめたものです。

　１ページから４ページまでが、不当な差別的取扱い１４件の事例の概要、５ページから７ページまでが、合理的配慮の不提供に関する事例１４件の概要について記載しております。

　また、３月４日の解消協議会におきまして、「不適切な行為や不快・不満、環境の整備につきましても、できる限り概要を示してもらいたい」というご意見がありましたことを踏まえ、このたび、不適切な事例２９件と、不快・不満４７件、環境の整備５件の事例の概要も作成いたしました。幾つか抜粋して紹介いたします。

　不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供については、３月４日の協議会で一度、ご説明しておりますので、１月から３月に受け付けた相談事例をご説明いたします。不当な差別的取扱いについては、４ページ、左端の数字で言いますと１４番、「盲導犬ユーザーの入店拒否」の事例が新たに追加になっております。

　続いて、合理的配慮の不提供については、７ページの左端の番号でいいますと１３番、「支援学校のスクールバスに関する相談」と、１４番「旅行会社の窓口対応等に関する相談」になります。

　続きまして、今回、新たにお示しする資料として、８ページ以降、８ページから１４ページまでは、不適切な事例として挙げておりまして、その２９件につきまして、これは、サービス提供の拒否・制限・条件付けはなかったが、態度が不適切であったり、丁寧な説明に欠けていたりしたものを分類しております。例えば、８ページの２番、３番の事例のように、タクシーやバスの乗車時に、乗務員に面倒そうな態度を取られたといったもの。９ページの７番の事例のように、他の人がいる前で障がいのことを聞かれたが、個別対応をしてほしかった、などの事例があります。

　１５ページから２６ページまでは、不快・不満の４７件になります。例えば、１７ページの１２番の事例や、２０ページの２４番の事例になりますが、障がいを理由とせずに対応を断られていることについて、本人が障がい者差別だと訴えている事例になります。法上の障がい者差別に該当しない相談に関しましても、相談者と事業者の間に入って、相談員が調整を図るなど、当事者の立場に立ちながら、丁寧に対応をしているところでございます。

　次に、２７ページ以降になりますが、環境の整備、５件あります。２７ページの１番、「書店カウンターが高く、車いす利用者が商品の受け渡しなどが困難」といった相談があり、合理的配慮の提供を働きかけるなどの対応を行っております。以上が、資料３‐２の説明になります。

　続いて、資料３‐３「平成３０年度合議体（３月）において検証した相談事案について」をご覧ください。この事例は、３月に開催した合議体に諮った事例であり、３月４日の解消協において、ご報告を行った検証報告書には掲載していなかった事例です。

　相談の内容として、身体障がい者が、介助者同伴で株主総会に参加しようとしたところ、「定款の規定により介助者の入場はできないため、社員が介助を行う」という旨を会社から説明された。本人が強く抗議し、最終的には介助者とともに総会参加ができたものの、会社側の対応が不適切だったとして、市に相談があったものです。

　相談員の対応概要として、会社に確認したところ、同伴者は原則入場できないが、本人が強く抗議をしたのでやむを得ず、介助者同伴で参加されたものであり、本来であれば、介助者同伴を認めるべきではなかった、という認識でありました。ただし、今回の件にかかわらず、社会の流れを鑑みて、今後は同伴者を認める方針であるとのことでございます。

　合議体からは、介助者同伴であることを理由に総会への参加を認めないという対応は、不当な差別的取扱いに該当すると言えるのではないかといったご意見や、介助者であることがわかるよう工夫する、介助者には発言権を認めないようにするなど、介助者が同伴する場合のルールや手続をあらかじめ規定するといったご意見。また、介助者の同伴を認めない場合、株主の議決権の行使が制限されたことにより、総会決議が無効になる可能性もあるということから、会社は株主総会の運営のあり方について検討していく必要があるのではといったご意見がありました。

　なお、今月中をめどに、この事例や３月末時点の相談対応件数などを記載した検証報告書を、大阪府ホームページで公表する予定でございます。以上でございます。

○会長　はい。ありがとうございました。いろいろな事例が提供されており、従来、この場では、不当な差別的取り扱い及び合理的配慮の不提供事例をご紹介させていただいているわけですが、委員の方からのご意見もあり、不快・不満といった事案等についても、ご紹介させていただいております。

　これを考えますと、「やはりまだ、こういう対応がされているのか」というのは、とてもショックもあります。差別解消法施行３年の現在の状況でも、こうした対応が行われているということでございます。いかがでしょうか。

○委員　ちょっと１点質問なのですが、資料３‐１の２ページのところの、平成３０年度の相談者の内訳について、市町村と直接相談の割合が記載されています。先ほどのご説明では、複数回の利用の方が増加しているということが直接相談の増加につながっているというようなご説明もあったのですが、例えば、初回相談の場合は、「なぜ、直接、大阪府の広域支援相談員に相談されたのか」というようなことの聞き取りというか、直接来られた理由というようなものは、そういった相談の面接シートのようなもので記入する欄があったりするのか。仮にそういった聞き取りがあれば、「じゃ、どういう理由で直接来られたのか」というようなことをお示しいただきたい。

　ないのであれば、今後、市町村との相談連携など、そういったことを図っていくうえでの課題もそこから見えてくるのかなというように思うので、ぜひ、そういうことも踏まえて相談にあたっていただけたらというように思います。以上です。

○会長　はい。ご質問とご要望、ご意見だったと思います。なぜ、直接相談が多いのか。調べている範囲で、あるいは、調べていないにしろ、広域支援相談員として考えていることなどをご説明いただければと思います。

○事務局　まず、大阪府にご相談された理由について確認しているのかということですが、現状から申し上げますと、確認は取っておりません。相談対応を進める中で聞くこととしましては、「市町村は自分に近いから相談をしにくい」というようなことであったり、「大阪府のほうが市町村よりも権限が強いのではないか」というような理解をされている方も中にはいらっしゃいますので、大阪府のほうにご相談をされるというようなことがあるのかなというように思っています。

　今後のことにつきまして、委員からご意見をいただきましたが、今日のご意見を踏まえて、また参考に考えさせていただきたいと思います。はい。以上です。

○会長　はい。ありがとうございます。そのほかはございませんでしょうか。はい、お願いします。

○委員　資料３‐２で、今までと違って、プラスアルファでまとめていただきまして、どうもありがとうございます。だいぶ不快・不満というところから見ても、やはりいろいろな事例があるのかなというのが、改めてわかる内容になっているのかなと思います。

　このケースの中には、もちろん報告書の中にもうすこし詳しく触れられている部分もあるんですが、ざっとこのケースを、まだ全部を精読しているわけではないのですが、見る限り、若干、「あれ、これはどうなのかな」というところもありますので、そういうところについては、また、わかる範囲で結構ですので、こちらの質問にも答えていただけたらと思います。よろしくお願いします。

○会長　はい。よろしくお願いいたします。そのほかはございますでしょうか。

　はい。それでは、次に、議題３「その他」のうち、府内市町村の状況について、少しご説明いただきたいと思います。委員のお話にもありましたが、「なぜ、市町村からの相談ではなくて、直接来るのか」も含めて、市町村の取組状況にも関係してくると思います。よろしくお願いします。

○事務局　はい。事務局から説明させていただきます。参考資料３‐１をご覧いただけますか。一番最後の資料です。参考資料３‐１「府内市町村における支援地域協議会の設置状況について」、説明させていただきます。

　平成３１年の４月１日時点の状況をお示ししております。支援地域協議会を単独組織している市町村、組織を予定している市町村を合わせると計９つ（市町村）、既存の協議会等を支援地域協議会として活用している市町村及び活用を予定している市町村は１４（市町村）、合わせて２３市町村になります。昨年４月１日時点は、２２市町村であったため、この１年で１市町村が新たに設置していることになります。

　市町村が相談事案に適切に対応するために支援地域協議会の設置が求められることから、大阪府は昨年度、支援地域協議会を設置している市町村に対して、その議題や内容、支援地域協議会を設置していない市町村に対して、今後の検討状況や設置していない理由等について、直接ヒアリングを実施いたしました。大阪府が各市町村の支援地域協議会の設置や運用を支援するにあたっては、設置していない市町村に対して、支援地域協議会を設置することのメリットを、研修や情報交換の場を通じて具体的にお示しし、既に設置している市町村における運用の工夫を情報提供、また、協議会の設置・開催に向けて具体的な議題の提案を行うこと、といった取組みが求められるのではないかと考えております。

　大阪府では、この３月に、各市町村あてに、今申し上げたポイントをまとめた資料を提供したところです。今後も、市町村の支援地域協議会に関して情報交換や実施状況の把握をしながら、設置の推進に努めてまいります。

　続きまして、参考資料３‐２「府内市町村における相談及び紛争の防止等のための体制の整備等について」、説明いたします。

　専門職の配置・活用をしている市町村は２０自治体で、昨年度より４自治体増加しました。また、調整会議を組織・対応している市町村は２１ありまして、昨年度より２自治体増加しております。

　続きまして、Ａ３の資料にいきます。参考資料３‐３「府内市町村における障害理解等の啓発状況について」、こちらにつきましては、市町村での啓発活動をまとめたものになります。

　市町村での啓発活動として、セミナー・講演会が２４市町村、啓発物の作成及び配布が３０（市町村）など、各市町村で啓発に取り組んでいることがわかります。

　地域を構成する組織との連携は、障がい者団体・地域福祉団体が３１市町村と多いのですが、啓発活動においては、さまざまな関係機関のネットワークやノウハウなどを活用しながら、広く普及に努めていくことが必要となります。大阪府は、市町村の特徴的な取組みや効果的な手法などを全市町村に周知し、各市町村の啓発の取組みの底上げを図っていく予定です。今年度は、新たに、啓発に関しても市町村ヒアリングを行い、市町村の状況を把握してまいりたいと考えております。

　なお、大阪府の啓発状況を申し上げますと、セミナー・講演会、啓発物の作成及び配布、「共に生きる障がい者展」などのその他の啓発に取り組んでおります。

　続きまして、参考資料３‐４「府内市町村における対応要領の策定状況について」。

　対応要領の策定状況は、４３市町村中４２市町村で策定しておりまして、昨年度４１市町村から１市町村が新たに策定しております。

　職員に対する研修は、実施の有無は市町村ごとに異なりますが、行政機関は障がい者差別の解消に率先して取り組む主体であることから、大阪府としましては、市町村職員の障がい者差別事案のキャッチ力・対応力向上につながるよう、研修資料の提供とともに、今年度、新たに権利擁護に関する研修を実施するほか、市町村ワーキング・出張情報交換会などの取組みを通じて、市町村支援を行ってまいる所存です。以上でございます。

○会長　はい。ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問をちょうだいしたいと思います。いかがでしょうか。はい。

○委員　参考資料３‐２というのを見せていただいて、約半数近い市町村で、いわゆる専門職の配置をされているという、しかも、相談窓口が設置をされているという、そういう状況のもとで、なおかつ、相談が、先ほどの委員の質問に対して、なかなか市役所のことは言いにくいというのがあったにせよ、体制ができているはずなのに、そこが差別問題やそういう問題の窓口になり得ていないという問題を、どういうようにとらえていくのかということは、議論しなければならない。「配置はしてますよ。でも、来ないんですよ。」という話になってしまうのでは、これはやはり何の意味を持つのかというのがあると思うので。協議会でもそうですが、市町村とのヒアリングやそういう場で、こういう具体的なところを提示しながら、やはり議論してほしい。

　近すぎることは逆にいい面もあるわけで、それぞれの市町村でこういう問題が起こっているんだということで、やはり現場に知っていただくというのは、地域の障がい者差別解消の手がかりでもあるというように思いますので、そこの辺を見ると、「体制はできているのに」という疑問を抱かざるを得ないというのは、私の率直な意見です。以上です。

○会長　はい。大阪府として市町村にどこまで関われるのかというところにも関連してくると思いますが、事務局いかがですか。

○事務局　はい。基礎的自治体である市町村が一時的に窓口になっていただくというのが望ましいことであると我々は認識をしておりまして、そのための対策としまして、研修を充実する、研修のテキストを作成するなど、そういったところで市町村の相談体制についてフォローをしていきたいなというように考えております。

○会長　はい。ありがとうございます。指導できるといいのですが、法の建前上、指導ができないものですから、ソフトアプローチで情報提供をしたり、助言をしたり、「こうしたらどうですか」というご提案をさせていただくというところでも、動いていただけないと、それが大阪府としての限界ということになるんでしょうね。

　各市町村の相談窓口で受けている相談事例の件数などの把握はできているんでしょうか。

○事務局　はい。数字については、内閣府の調査というのを毎年やっておりまして、件数や内容の把握はできているのですが、先ほどの市町村の対応力のばらつきというようなところもありまして、相談件数自体の件数のばらつきもありますし、本当にその分類においても、的確に分類されているのかどうかというのがちょっと疑問な点などもありますが、報告自体は我々もいただいておりますので、市町村とも相談しながら、今後の公表について検討していきたいと思っております。

○会長　はい。ありがとうございます。そのほかはいかがでしょうか。はい、お願いします。

○委員　事案の発生場所と、それからその事案の居住者の住所との関わりで、どちらに相談を持ち掛けたらいいのかというのが、ちょっと当事者として悩めるところで、大阪府としたら、どういう指導されるんでしょうか。

○関川会長　いかがですか。どこの自治体にお住まいなのかと、どこで起きたのかが食い違う場合にあって、そうした場合に、どういうようなご助言を申立人にされているのか。

○事務局　今おっしゃったような案件につきましては、基本的には、先ほども基礎自治体のほうで受けるというのは基本としてはあるのですが、もちろん、それに迷うようなケースにつきましては、大阪府のほうへ相談いただいて、我々で対応させていただくのにやぶさかではございません。

○会長　「市町村のほうへ行きなさい」という指導はしないんですね。

○事務局　はい。「市町村のほうへ行きなさい」ではなく、我々のほうへ相談があった場合には、それに適切に対応させていただきたいというように考えております。

○会長　はい。ありがとうございます。そのほか、ご意見はございませんでしょうか。

○委員　府県をまたいだ場合はどうなんですか。公共交通機関などは、事業所もいろいろと。どうなんですか。

○会長　はい。資料３‐２で、差別的事案や不快・不満事例が紹介されているのですが、こうしたことが少しでも減るように事業者に対してどういうような働きかけをさせていただいたら、こうした事例がなくなりますかね。何か事業者に対するアプローチ、名案などはございませんでしょうか。

○委員　公共交通機関でございますので、国土交通省が利用者の管理・監督しておりますので、そちらのほうが効果があると言ったらあれですが、大阪府がおっしゃるよりも、そちらのほうが具体的に指導の仕方を知っていますので、国の機関、直接事業者を指導している機関のほうと、連携したほうがいいのではないかなと思います。

○会長　法律の１２条で、国の監督官庁は調査権限があって勧告までできるように、法律が定めていますから、大阪府としても、自分のところだけで調整せずに、国の協力を求めながら対応していくと、むしろ、効果的なのではないかなというご助言なんだと思います。はい。ありがとうございます。

　それでは、よろしいでしょうか。最後に、本来ならば、３月４日に開催した第７回の差別解消協議会で報告すべきところだったのですが、時間の関係で本日に持ち込みました、「あっせんの申立て」がございます。それについて、事務局から、簡単に概要を報告していただこうと思います。資料はございません。

○事務局　はい。事務局から報告させていただきます。あっせんの個別事案の報告についてです。

　昨年度、あっせんの申出が１件ありました。内容といたしましては、「申立人が福祉サービスを受けようとしたが、要件上、受けることができず、その際、事業者から丁寧な説明がなかった。障がい者差別ではないか。また、当該福祉サービスのあり方を見直すよう働きかけてほしい。」というような申し出でございます。

　合議体を２回開催いたしまして審議した結果、法第８条第１項に違反する不当な差別的取扱いが疑われるものではないことから、あっせんを行わないことといたしました。

　不当な差別的取扱いに係るものではないとした理由について、主に以下の２点になります。１点目としまして、障がいを理由としておらず、事業者は申立て人に限らず、誰にも同様の取扱いを行っていること。２点目としまして、申立て人は「制度の変更」を求めたのですが、制度の変更は、法のＱＡ集においても以下のようになっております。

　「法は、個別の場面における特定の障害者に対する取扱いを対象とするものであり、他の法律により定められる立法内容そのものを対象とするものではない。また、既存の制度に基づく個々の取扱いについても、正当な理由がある場合には不当な差別的取扱いには当たらないと考えている」というようにされております。

　以上のことから、制度のあり方に関する申立ては、障害者差別解消法及び大阪府障がい者差別解消条例で検討すべき事項ではなく、制度を所管する関係機関等により検討を図られるべきものであること、ということでございます。

　以上の理由のとおり、あっせんを行わないこととしましたが、相談員からは、事業者に対しまして、相談者に対する丁寧な説明を心がけるなどの対応が必要であることを伝えるとともに、福祉サービスの制度所管部局に対し、相談者からの意見をお伝えしました。説明は以上になります。

○会長　はい。ありがとうございます。この件につきましては、報告にとどめておきたいと思います。理由は、個人が特定される恐れがあるということで、この件につきましては、あえて質疑の時間を取らないように考えております。ご理解いただければと思います。資料の提供がないのも、そのためでございます。はい。本件は以上とさせていただこうと思います。

　それでは、最後に、オブザーバーの方から、可能な範囲で結構ですのでお一人ずつコメントをいただければと思います。

○オブザーバー　皆さん、こんにちは。私どもは、公共交通に関わる行政庁ということもございまして、今回は情報提供ということでお話しできればと思っております。

　国土交通省におきましては、交通事業者向けの、主に接遇におけるガイドラインというのを、平成３０年５月に発表しておりました。このガイドラインに伴いまして、研修というのをどのような形を設けていけばいいかという内容で、こちらは今年の４月、平成３１年４月ですが、基礎的な形のものですが、接遇研修のモデルプログラムというのも発表しております。交通事業者におきましても情報提供しております。皆様におきましても、また、ご参考いただければと思っています。以上でございます。ありがとうございました。

○会長　はい。ありがとうございます。接遇ガイドラインというのを作っていただいているんですね。

○オブザーバー　はい。そうでございます。

○会長　また、参考にさせていただこうと思います。それでは、お願いいたします。

○オブザーバー　お世話になっております。それでは、私からは、障害者雇用促進法に係る雇用の分野に係る障がい者の差別及び合理的配慮の提供義務についてということで、少しお話をさせていただければと思います。

　こちらは平成２８年４月から施行されておりまして、３年と少しが経過しているところでございます。障がい者を雇用している企業の理解というのは一定進んでおりまして、適切にご対応いただいているのかなと思っているところでございます。しかしながら、一部の企業におきましては、「まだちょっと合理的配慮をどうやって対応したらいいのかがわからない」など、こういったご相談も我々労働局やハローワーク等にもあるといったところでございます。

　これらの企業には、丁寧にご説明させていただくとともに、あとは労働局、ハローワークでもセミナーや、そういう勉強会、こういったところで合理的配慮の指針や好事例、こういったものを参考としまして説明させていただいて、今後、適切にご対応いただけるようにアドバイス等をさせていただいているところでございます。

　なお、障害者差別禁止及び合理的配慮に係る対応につきましては、まずは、ハローワークで、事業主と障がい者の方、双方から聴取を行わせていただいたうえで、助言や指導、こういったものを行わせていただいているところでございます。委員の皆様方に、もし、そういったご相談等があれば、まず一義的には、就業場所を管轄しているハローワークが対応させていただくことになりますので、ご案内いただけますように、よろしくお願いいたします。私からは以上でございます。

○会長　はい。ありがとうございます。大阪労働局であっせんに至った事例などは、この３年間でございますか。

○オブザーバー　大阪ではないですね。全国では数件あるということで、厚生労働省からは聞いておりますが、大阪府は０といったところでございます。

○会長　あっせんに至らない理由というのは、労使紛争だと、あっせん制度があって使われていますよね。障がい者の雇用上の差別についてあっせんがないというのは、何か理由がありますでしょうか。

○オブザーバー　そうですね。順番としましては、あっせんと、あとは労働局長による助言・指導・勧告というようなスキームがございまして、労働局長による助言・勧告等のスキームのあとにあっせんというのはできるのですが、あっせんのあとに助言というのはできないようなスキームになっております。

　どちらかといいますと、順番的に行くと、労働局長による助言、勧告、こちらのスキームをまずご利用いただくというのが多くなっていまして、どちらかというと、このスキームでほぼほぼ解決しているというんですか、そのあとのあっせんには至っていないというのが大阪の状況でございます。

○会長　はい。ありがとうございます。差別解消条例でも、あっせんの前に申し立てがあり、調整を経たうえで、解決に至らない事案について、あっせんとして受けとめる、というスキームになっていますが、同じようなものになっていると理解したらよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。そのほかはございますでしょうか。

　本日の議事は、これですべて終了でございます。ほかにご意見等がございませんでしたら、これで議事を事務局にお返ししたいと思います。皆様、長時間にわたるご討議、ありがとうございました。

○事務局　それでは、これにて第８回大阪府障がい者差別解消協議会を閉会いたします。

（終了）